

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

平成 19 年 11 月

中央環境審議会

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

【目 次】

はじめに	1
一般的評価	3
1．各府省における環境配慮の方針に係る取組状況	11
2．各主体の状況	12
- 1 重点点検分野の点検	17
1．都市における良好な大気環境の確保に関する取組	17
重点調査事項：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組	18
重点調査事項：ヒートアイランド対策のための取組	22
2．環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	26
重点調査事項：流域における水循環改善のための取組	27
重点調査事項：閉鎖性水域における環境改善のための取組	33
3．市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり ...	38
重点調査事項：地方公共団体のグリーン購入実施状況	39
重点調査事項：SRI等の環境投資の拡大	43
4．長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の 基盤の整備	48
重点調査事項：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況	49
重点調査事項：戦略的環境アセスメントの取組状況	53
5．国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進	55
重点調査事項：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合	56
重点調査事項：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に 果たしている役割	59
- 2 その他	62
1．予防的な取組方法の考え方について	62
2．環境基本計画の点検に当たって	62
おわりに	63

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

はじめに

平成5年に成立した環境基本法を受けて、平成6年に第一次、平成12年に第二次の環境基本計画が策定され、多方面にわたって環境保全のための施策の具体化が行われてきました。「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」の四つの長期的な目標は、各施策を通じて浸透し、環境問題の広がりに対して私たちがどのような方向を目指すべきかを考える上での基本的な指針として定着しているものと考えられます。

しかしながら、様々な取組にもかかわらず、化石燃料などの天然資源の大量使用に起因する地球温暖化など、地球環境全体の持続性にかかわる問題などへの取組が一層緊急性を増してきています。

そのような中で、環境問題と社会経済活動全体の深い結び付きを踏まえて、経済的側面、社会的側面、環境的側面という社会経済活動の各側面を統合的に捉える「統合的アプローチ」など、第二次環境基本計画において示した基本的考え方を深化させ、具体的な施策をより一層強力に進めるため、平成18年4月に第二次環境基本計画を見直して第三次となる環境基本計画が策定されました。

この第三次環境基本計画では、今日の社会と環境の状況の変化を踏まえて、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋を始め、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示しており、「地球温暖化問題に対する取組」など10の重点分野について、現状と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的取組事項などを示しております。

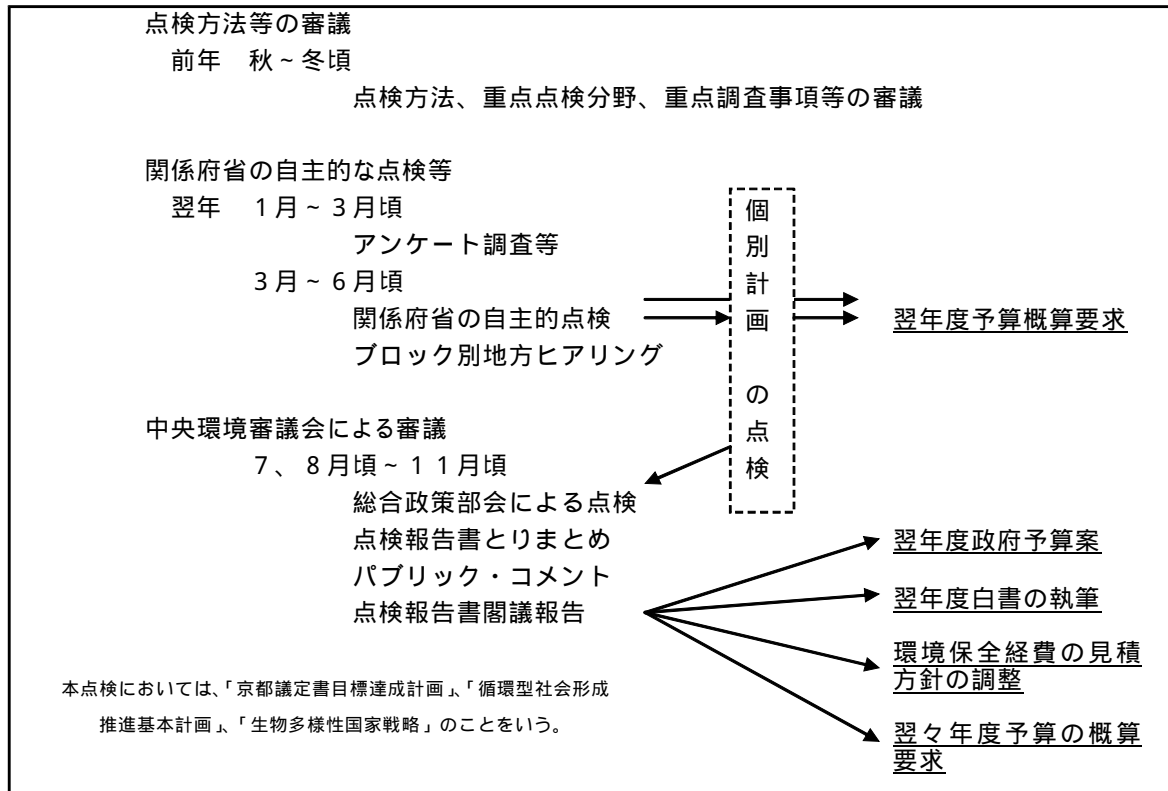
中央環境審議会は、第三次環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施しています。今年点検は、第三次環境基本計画についての第一回目の点検として行うものであり、10の重点分野のうち、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」「国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進」の5分野を中心に、平成18年4月の第三次環境基本計画の策定からこれまでの施策を対象として、関係府省の自主的な点検結果を踏まえ、総合政策部会及び環境基本計画点検小委員会での議論を経て、行うものです。

また、点検に当たっては、各重点分野に掲げたそれぞれの指標や、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用しております。

この点検結果が、恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組を着実に進めるためにも、各界各層において有効に活用されることを期待します。

第三次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

毎年行う第三次環境基本計画の点検は、点検方法等の審議、関係府省の自主的な点検等、中央環境審議会（総合政策部会）による審議、の手順で行っております。



日程)環境基本計画点検小委員会(H18:12/6,H19:7/13,8/3,8/24) 総合政策部会(H18:11/22,12/20,H19:9/13,11/9)

また、効率的に点検を実施するため、

- ・重点分野政策プログラムのうち、重点的に点検を行う分野を選定し、
- ・特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

参考:現時点の想定スケジュール(時々事情等を踏まえて確定していきます。) 網掛け部分はH19点検分野

重点分野政策プログラム名	H19	H20	H21	H22
地球温暖化問題に対する取組				
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組				
都市における良好な大気環境の確保に関する取組				
環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組				
化学物質の環境リスクの低減に向けた取組				
生物多様性の保全のための取組				
市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり				
環境保全の人づくり・地域づくりの推進				
長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備				
国際的な枠組みやルール形成等の国際的取組の推進				

全般的評価

地球温暖化対策を始め、国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献する上での指針となる「21世紀環境立国戦略」が、本年6月に閣議決定されました。本戦略では八つの戦略を定めており、環境技術や公害経験、豊富な人材などの強みを活かしてアジアそして世界と一緒に持続可能な社会の実現に向けて統合的な取組を展開していくことが求められています。

また、環境問題は、いまや世界共通のものとなりつつあります。本年6月に開催されたG8ハイリゲンドラムサミットにおいては、我が国として地球温暖化問題に対応するための戦略パッケージとして「美しい星50」を提案すること等により、リーダーシップを発揮し、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討するという合意が得られたところです。なお、来年開催予定のG8北海道洞爺湖サミットにおいても、引き続き環境問題が重要なテーマの一つとなっております。

このような中、「平成20年度予算の概算要求基準（シーリング）」では、歳出削減努力と同時に重点分野とする環境対策（21世紀環境立国戦略）などについて、別枠で予算要望を認めることとされており、「平成20年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針」においても、府省間の連携のもと政府一丸となって環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めるなどとされたところです。

このような環境保全施策の実効性の確保に資するよう、施策の進捗状況等についての全体的な傾向を明らかにするため、総合的環境指標として、i)各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群、ii)環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群、を活用しております。その際、iii)環境の状況等を端的に表した指標として、環境効率性を示す指標、資源生産性を示す指標及び環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標を補助的に用いています。

第三次環境基本計画における総合的環境指標の種類と役割について

総合的環境指標に期待される役割

- 計画の進捗状況を定量的に把握(トレンドの捕捉等)し、計画全体の進捗状況の評価に活用
⇒計画の目指す方向を的確に反映(各主体の取組が指標の数値改善に寄与)
- 様々な主体に自発的な取組を促すようなメッセージを送るという役割
⇒環境問題を自身の問題として認識してもらうための工夫(イメージ化、国際比較等)
⇒計画の進捗状況について傾向を総合的に把握する

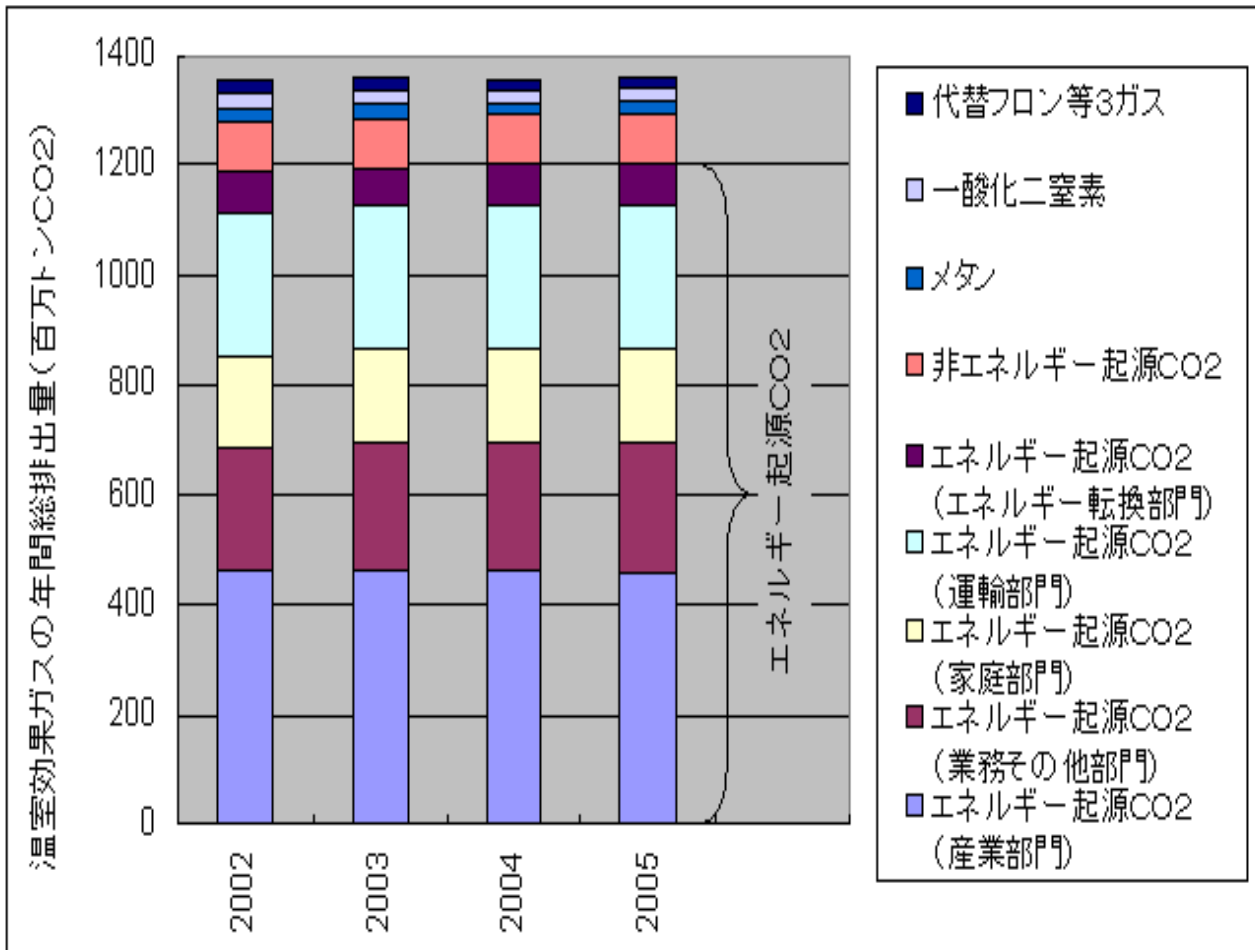
総合的環境指標として活用する指標のタイプ

主として詳細な情報を基に的確な分析を行う場合と単純化し分かり易さを重視する場合とが存在

- | | |
|---------|--|
| 総合的環境指標 | ①各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群
⇒より詳細な情報を基にした理解を重視 |
| | ②環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群
⇒計画総体としての傾向の把握について、理解の容易さをより重視 |
| | ③環境の状況等を端的に表した指標
⇒計画総体としての傾向の把握について、理解の容易さやメッセージ性の強さを重視 |

これらの指標の活用に当たっては、指標の特性や限界等に十分留意するとともに、指標が環境基本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行うことが求められます。

なお、総合的環境指標によると環境の各分野の状況は次のとおりあらわれています。



温室効果ガス排出量の年間総排出量の達成目標は、平成22年度(2010年度)において、1,231百万トンCO₂。

平成17年度(2005年度)の我が国の温室効果ガス排出量は1,359百万トンCO₂となっており、基準年度の総排出量を7.7%上回っています。

基準年度から平成17年度(2005年度)までの温室効果ガス排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の増加が大きく、その他5種類のガスは基準年度を下回っています。

(参考) 地球温暖化の現状

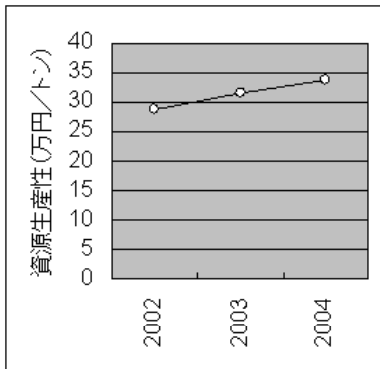
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2007年(平成19年)に採択した第4次評価報告書第1作業部会報告書によりますと、全球平均地上気温は1906~2005年の間に0.74(0.56~0.92)上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17(12~22)cm上昇しました。また、同報告では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとしています。

指 標	観測された変化
平均気温	・過去100年間(1906~2005年)に、0.74 上昇。 ・最近12年(1995~2006年)のうち1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降でもっとも温暖な12年の中に入る。
平均海面水位	・北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇。 ・20世紀を通じた海面水位上昇率は0.17m ・1993~2003年の上昇率は年あたり3.1m
暑い日及び熱波	発生頻度が増加
寒い夜及び霜が降りる日	発生頻度が減少
大雨現象	発生頻度が増加
干ばつ	1970年代以降、熱帯地域や亜熱帯地域で干ばつの地域が拡大。
氷河、積雪面積	南北半球において、山岳氷河と積雪面積は平均すると後退。

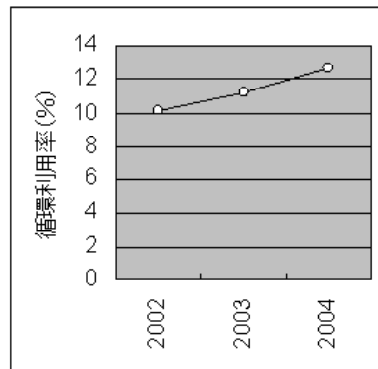
出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組の概況

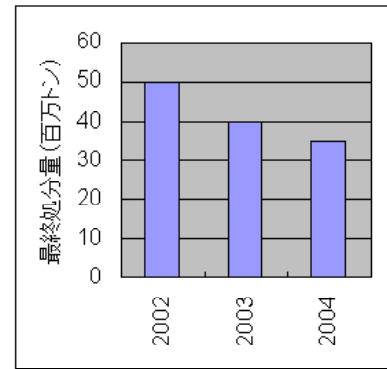
資源生産性



循環利用率



最終処分量



各指標の達成目標は、平成22年度(2010年度)において、
資源生産性 約39万円/トン 循環利用率 約14% 最終処分量 約28百万トン。

資源生産性: GDP/天然資源投入量 循環利用率: 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源投入量) 最終処分量: 廃棄物の埋め立て量

いかにより少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す、資源生産性は、平成14年度(2002年度)以降上昇傾向です。

また、各種リサイクルの取組の進展により循環利用率も確実に増加しています。

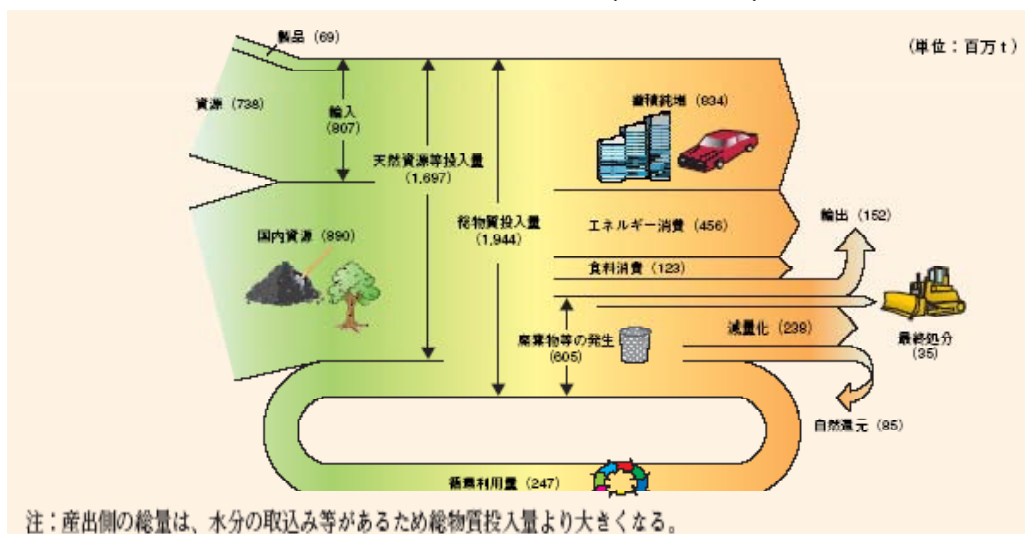
最終処分量も毎年減少しつつありますが、平成22年度(2010年度)の目標達成には平成16年度(2004年度)比で更に20%の削減が必要です。

(参考)

物質循環の効率化が図られていると考えられますが、我が国の物質フロー(平成16年度)を概観しますと、19.4億トンの総物質投入量があり、そのうち天然資源等投入量は17.0億トンと高水準となっています。

また、総物質投入量の約3割の6.1億トンが廃棄物等であり、このうち循環利用されるのは総物質投入量の12.7%の2.5億トンという状況です。

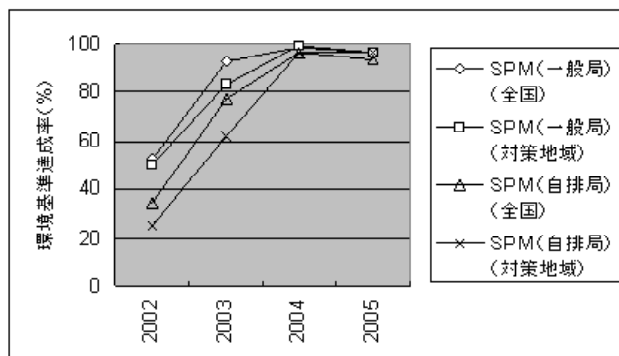
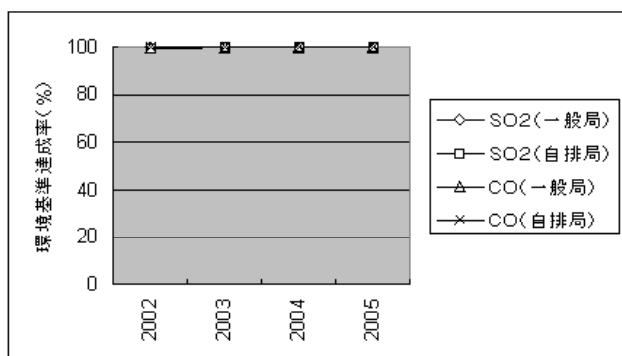
我が国における物質フロー(平成16年度)



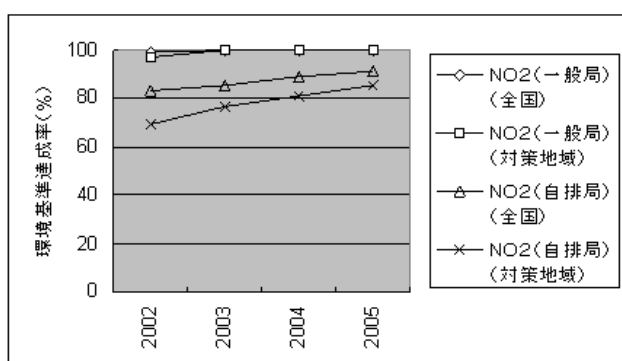
出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

都市における良好な大気環境の確保に関する取組の概況

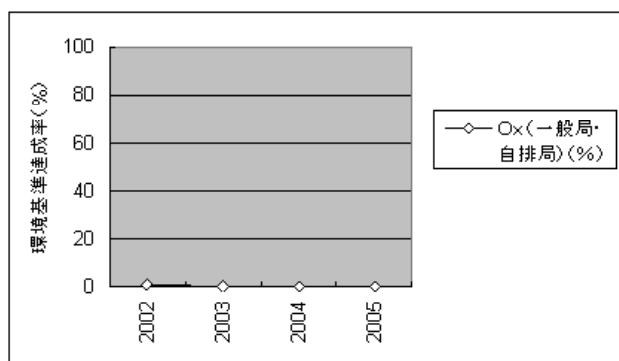
大気汚染に係る環境基準達成率 (SO₂、CO) 大気汚染に係る環境基準達成率 (SPM)



大気汚染に係る環境基準達成率 (NO₂)



大気汚染に係る環境基準達成率 (Ox)



大気汚染に係る環境基準達成率の達成目標は100%。環境基準達成率:達成測定局数 / 有効測定局数 × 100

SO₂(二酸化硫黄)については、環境基準達成率が一般環境大気測定局(一般局)で99.7%、自動車排出ガス測定局(自排局)で100%であり、近年ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。

CO(一酸化炭素)はすべての測定局で環境基準を達成しています。

SPM(浮遊粒子状物質)については、環境基準達成率が平成16年度(2004年度)までに大幅に改善されました。平成17年度(2005年度)(一般局:96.4%、自排局:93.7%)については、平成16年度(一般局:98.5%、自排局:96.1%)に比べてやや低下しています。

NO₂(二酸化窒素)については、一般局では99.9%(平成16年度:100%)で近年ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。自排局については、環境基準達成率は改善傾向にあるものの、大都市地域の自動車交通量が集中している一部の交差点周辺等においては、依然として環境基準を達成していない地区等が存在しています。

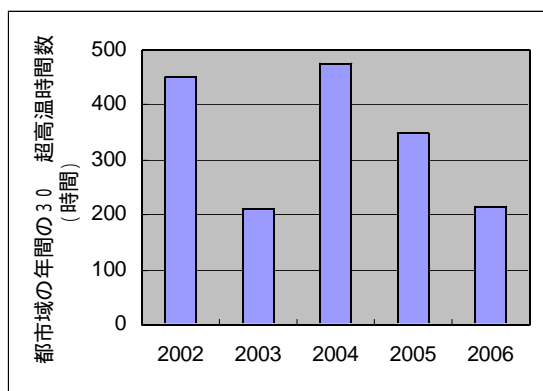
なお、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する法律（自動車NO_x・PM法）に基づき閣議決定された総量削減基本方針においては「対策地域において、平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をおおむね達成する」との目標が掲げられています。

平成15年度には自動車NO_x・PM法に基づき総量削減計画が策定され、自動車からのNO_x（窒素酸化物）とPM（粒子状物質）の排出量の削減に向けた施策が計画的に進められています。
また、自動車NO_x・PM法の改正（平成19年5月18日公布）により、局地汚染対策や流入車対策を中心に、自動車排出ガス対策が拡充されています。

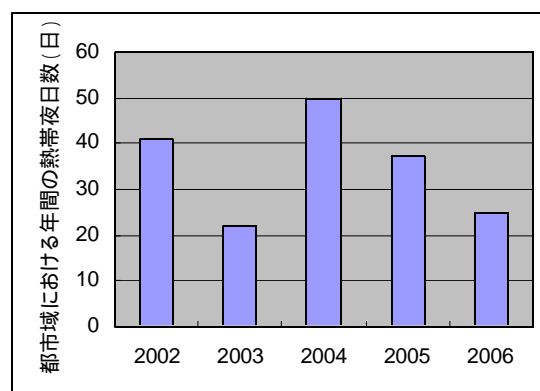
O_x（光化学オキシダント）については、環境基準達成率はわずか0.3%であり、依然として低い水準となっています。

なお、O_x（光化学オキシダント）やSPM（浮遊粒子状物質）の原因物質の一つである、大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物の総称であるVOC（揮発性有機化合物）については、平成18年度より開始された大気汚染防止法による規制と事業者の自主的取組を通じ、平成22年までに、工場等の固定発生源からの排出量を平成12年度比で3割程度削減することを目標としています。

都市域における年間の30 超高温時間数



都市域における年間の熱帯夜日数



都市域における年間の30 超高温時間数及び熱帯夜日数は、平成14年度（2002年度）及び平成16年度（2004年度）が多い結果となっています。

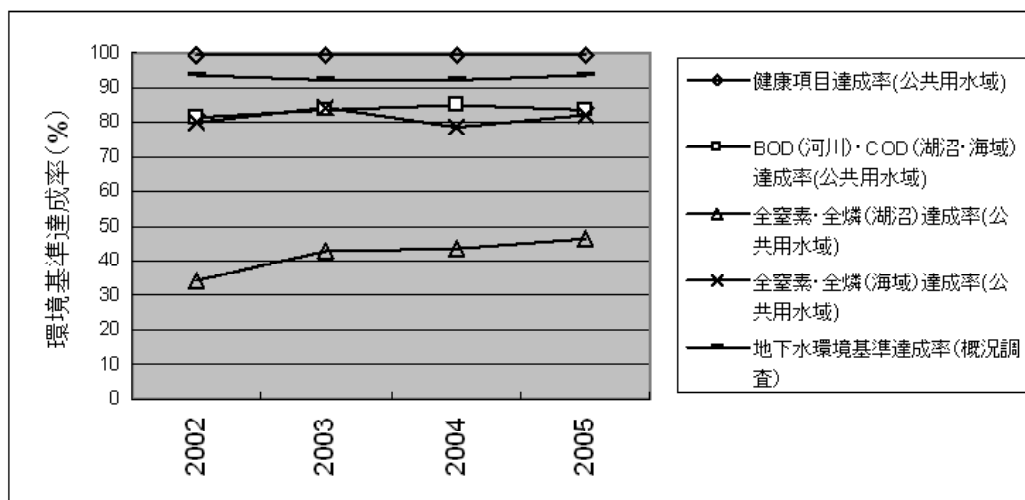
（参考）

気象庁のデータによると、100年当たりの平均気温の上昇量について、日本の中小規模の都市の平均が1 上昇しているのに対し、大都市においては平均気温が2～3 上昇しています。

地 点	100年当たりの上昇量（ /100年）		
	平 均 気 温		
	（ 年 ）	（ 1 月 ）	（ 8 月 ）
札幌	+ 2 . 3	+ 3 . 0	+ 1 . 5
仙台	+ 2 . 3	+ 3 . 5	+ 0 . 6
東京	+ 3 . 0	+ 3 . 8	+ 2 . 6
名古屋	+ 2 . 6	+ 3 . 6	+ 1 . 9
京都	+ 2 . 5	+ 3 . 2	+ 2 . 3
福岡	+ 2 . 5	+ 1 . 9	+ 2 . 1
大都市平均	+ 2 . 5	+ 3 . 2	+ 1 . 8
中小規模の都市平均	+ 1 . 0	+ 1 . 0	+ 1 . 0

環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組の概況

公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況



環境基準達成率: 達成水域数 / 類型指定水域数 × 100
 健康項目達成率: 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準達成率

水質汚濁の現状は、総じて、改善の傾向にあり、特にカドミウムやシアンなどの有害物質（健康項目）による汚濁は著しく改善され、全国的にほぼ問題のない状況になっています。

一方、利水上の障害などをもたらす有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）・COD（化学的酸素要求量）等の生活環境項目に係る環境基準については、平成17年度（2005年度）の達成率は湧水による河川流量の減少等の影響で前年度に比べて低下したものの、長期的に見れば上昇傾向にあります。しかし、湖沼や内湾等の閉鎖性水域においては、十分な達成率とは言えず、更なる改善努力が必要な状況です。

閉鎖性海域における水環境の一層の改善を推進するため、平成21年度を目標年度として、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に係る指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量について、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量のそれぞれについての削減目標量が定められています。

(参考) 指定水域別・指定項目別の削減目標量 (単位: トン/日)

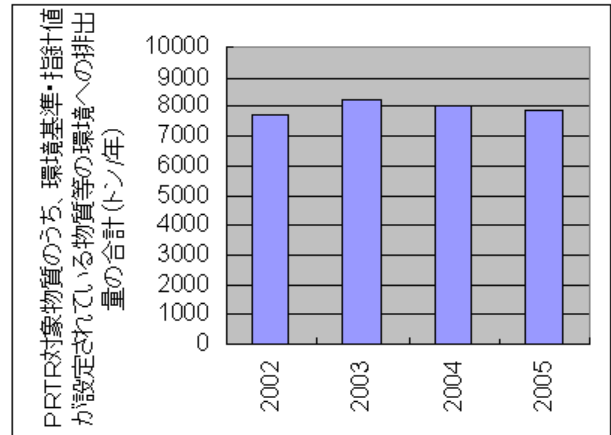
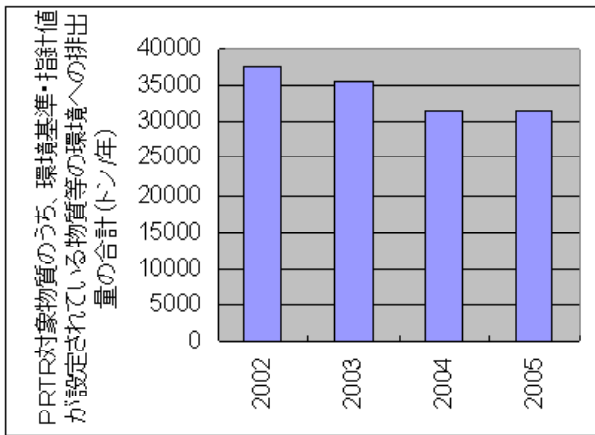
指定水域	指定項目	削減目標量(平成21年度における量)		(参考)平成16年度における量
		削減目標量	削減率	削減目標量
東京湾	COD	193	100%	211
	窒素含有量	199	100%	208
	りん含有量	13.9	100%	15.3
伊勢湾	COD	167	100%	186
	窒素含有量	123	100%	129
	りん含有量	9.6	100%	10.8
瀬戸内海(大阪湾)	COD	537(133)	24.7%	561(144)
	窒素含有量	465(116)	24.9%	476(121)
	りん含有量	29.5(7.5)	25.4%	30.6(8.2)

BOD（生物化学的酸素要求量）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、COD（化学的酸素要求量）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用しています。

化学物質の環境リスクの低減に向けた取組の概況

PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【大気】

PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【公共用水域】



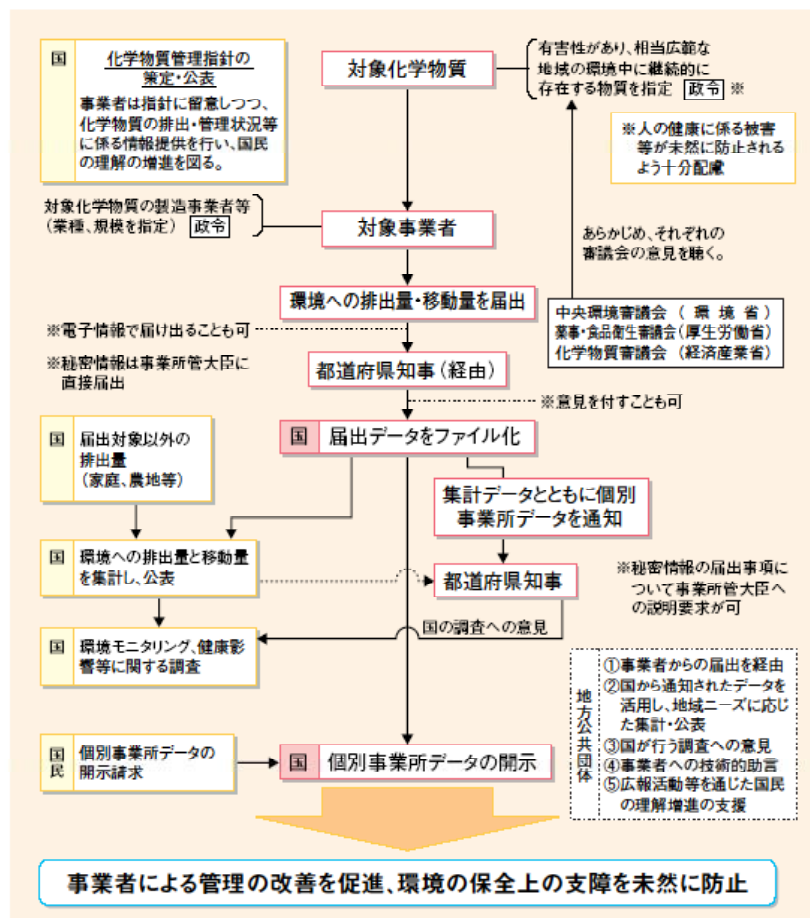
PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質について排出量を合計したところ、平成17年度（2005年度）における大気への排出量は約31,600トン、公共用水域への排出量は約7,900トンという状況となりました。

(参考)

PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）により、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計されています。

その際、環境基準・指針値が設定されている物質等の変更に伴い、排出量が変化していること、平成15年度から対象事業者の取扱量の要件が5トン以上から1トン以上に引き下げられ、対象事業者数が変化していることに留意する必要があります。

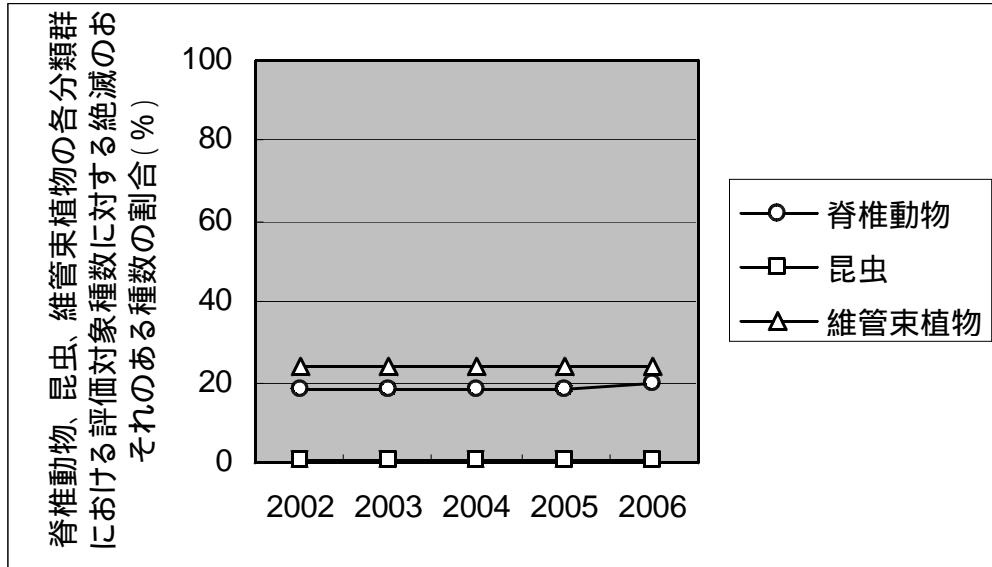
化学物質の排出量の把握等の措置(PRTR)の実施の手順



出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

生物多様性の保全のための取組の概況

脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合



平成18年12月のレッドリストの一部改訂により、絶滅のおそれのある脊椎動物の種は、評価対象種の19.7%となりました。

(参考)

絶滅のおそれのある野生生物の種を「哺乳類」「鳥類」等の分類群ごとに取りまとめたレッドリストでは、種の絶滅のおそれの高い順に「絶滅危惧 A類」「絶滅危惧 B類」「絶滅危惧 類」「準絶滅危惧」の категорияに分類しています。

日本に生息・生育する爬虫類、両生類の3割強、哺乳類、汽水・淡水魚類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

(平成18年12月現在)

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種		準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある地域固有種	掲載種数合計
				絶滅危惧I類	絶滅危惧II類				
哺乳類	約200	4	0	32	16	16	9	12	80
鳥類	約700	13	1	53	39	18	17	2	143
爬虫類	98	0	0	13	18	17	5	3	56
両生類	62	0	0	10	11	14	1	0	36
汽水・淡水魚類	約300	3	0	59	18	12	5	12	108
昆虫類	約90,000	2	0	89	82	161	88	3	425
貝類	約1,000	25	0	66	105	201	71	5	553
クマゲタ等	約4,200	0	1	56	39	40	39	0	136
動物小計		47	2	746	388	479	234	38	1546
維管束植物	約7,000	20	5	1,655	621	145	52	—	1,887
蕨苔類	約1,800	0	0	180	70	4	54	—	238
藻類	約5,500	5	1	41	6	24	0	—	71
地衣類	約1,000	3	0	45	23	17	17	—	82
菌類	約16,500	27	1	63	10	—	—	—	91
植物等小計		55	7	1,924	730	190	123	—	2,369
合計		102	9	2,740	1,118	669	357	38	3,915

- ・絶滅：我が国では既に絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種
- ・絶滅危惧 類：絶滅の危機に瀕している種
- ・絶滅危惧 類：絶滅の危険が増大している種
- ・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種
- ・絶滅のおそれのある地域固有種：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

注1：動物の評価対象種数(魚類等を含む)は『日本産野生生物目録(環境庁編 1993, 1996, 1998)』等による。
 注2：維管束植物の評価対象種数(菌類等を含む)は植物分類学会の集計による。
 注3：蕨苔類、藻類、地衣類、菌類の評価対象種数(魚類等を含む)は環境省調査による。
 注4：—は無検出。

出典)平成19年版環境・循環型社会白書

1. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況

環境配慮の方針については、環境基本計画を踏まえ、策定する府省等が増加し、平成17年度以降はすべての府省等において策定され、当該方針に基づいて環境保全施策が推進されるようになりました。このように行政活動への環境配慮の織り込みが定着しつつあることは評価できます。

また、環境配慮の方針が対象としている範囲についてみると、「通常の経済活動の主体としての活動分野」はすべての府省等が範囲としています。これに加え13府省等では「環境に関わる政策分野」も環境配慮の方針の対象としており、環境配慮を一層促進する観点から、すべての府省等が当該分野も対象としていくことが必要であると考えます。

一方、環境配慮の方針の進捗状況についての点検の仕組み、点検結果の公表、点検結果を施策等に反映させる仕組みについてみると、方針上これらが明文化されていない府省等があり、さらに点検結果を施策等に反映させる仕組みが明文上も事実上もないところもあります。

このような環境配慮の方針の進捗状況についての点検の実施に当たっては、各方針に指標や数値目標を設定することが重要であると考えられますが、その設定の充実度についてみると、府省等によって大きな開きがあり、今後の大きな課題と言えます。

さらに、効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るために、PDCAサイクルに基づく仕組みを一層進めることが望まれます。

調査対象とした関係府省等	16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
「環境配慮の方針」の策定状況	調査を行ったすべての府省等で策定。 策定府省等の推移 平成14年度: 5省等 平成15年度: 11府省等 平成16年度: 15府省等 平成17年度: 16府省等
「環境配慮の方針」が対象としている範囲	・調査を行ったすべての府省等が「通常の経済活動の主体としての活動分野」を対象としている。 ・13府省等が「環境に関わる政策分野」も対象としている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検の仕組み	・14府省等で点検の仕組みを明文化している。 ・1省は明文の規定はないが、事実上点検を実施している。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検結果の公表	・10府省等が点検結果の公表を明文化している。 ・5省等が明文の規定はないが、事実上公表している。
点検結果を施策等に反映させる仕組み	・11府省等で点検結果を施策等の見直し、改善等に反映させる仕組みを明文化している。 ・3省等は点検結果を反映させる明文の規定はないが、事実上反映させている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての平成19年度点検(注)の実施	・調査を行ったすべての府省等が自主的な点検を実施予定。 ・5省は実施済み。

(注)主に平成18年度における進捗状況を点検するために平成19年度に行われるもの

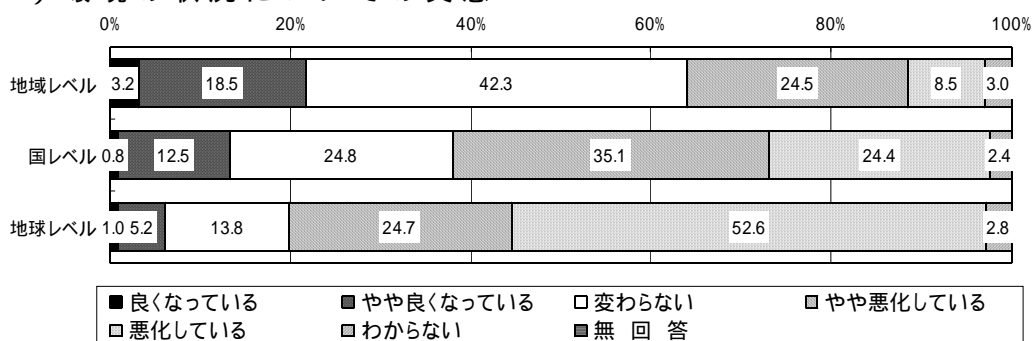
2. 各主体の状況

環境問題の解決には、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の各主体の果たすべき役割は大きく、積極的な行動が期待されます。各主体へのアンケート調査や地方ヒアリングから、次のような課題や傾向が明らかになっており、今後は、これらを踏まえて、各主体のより積極的な環境保全行動を促すような施策を講じる必要があります。

現在の環境の状況について、地域・国・地球レベルのいずれにおいても悪化していると実感している国民が多くなっており、地域より国、国より地球レベルでの環境の悪化を実感する率が高くなっています（図1）。

このことは、現在関心のある環境問題を選択してもらった（複数選択可）ところ、最も関心が高い項目は「地球温暖化」（91%）、次いで「オゾン層の破壊」（65%）との結果となっており、地球規模での環境問題に関心が高いことが反映されていると考えられます。

（図1）環境の状況についての実感

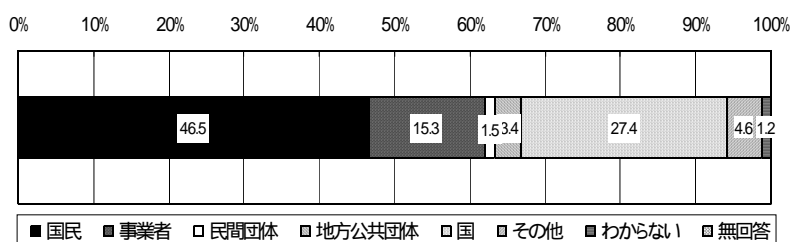


出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成18年度調査、環境省）

また、環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている人は、4割を超えています（図2）。

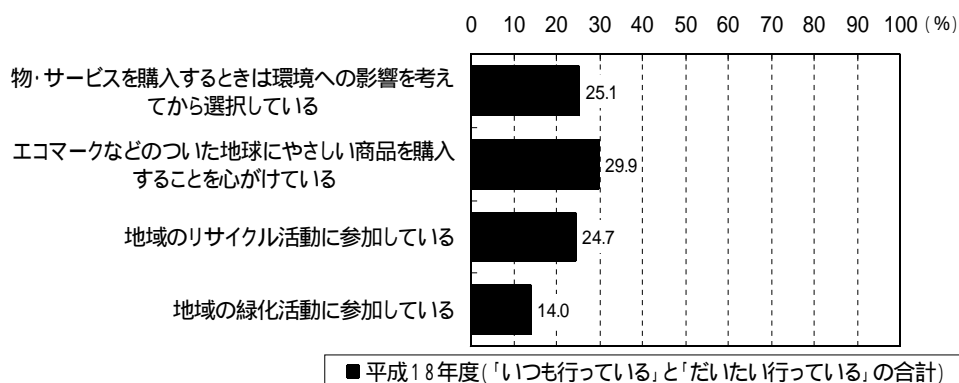
しかしながら、グリーン購入や環境保全活動への参加などの具体的な行動の実施状況は低いままであり（図3）また、環境保全活動を行う民間団体へ参加した経験のある者のうち「環境保全を目的とした署名活動に協力したことがある」（26%）「環境保全を目的として、金銭や物品の寄付をしたことがある」（23%）といった、間接的な環境保全活動への参加についても十分とはいえず、国民の危機感や責任感を具体的な行動につなげるための施策の検討が必要です。

（図2）環境の保全に重要な役割を担うもの



出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成18年度調査、環境省）

(図 3) 環境保全行動の実践状況

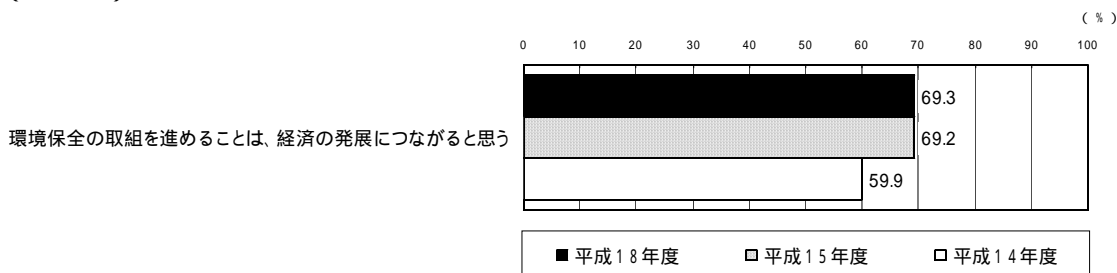


出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査 (平成18年度調査、環境省)

国民の約7割が環境保全に取り組むことが経済発展につながるという認識を持ち (図 4) 事業者の環境ビジネスに対する関心も高い状況にあります (図 5)。

今後とも、このような国民や事業者の意識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を生み出していく必要があります。

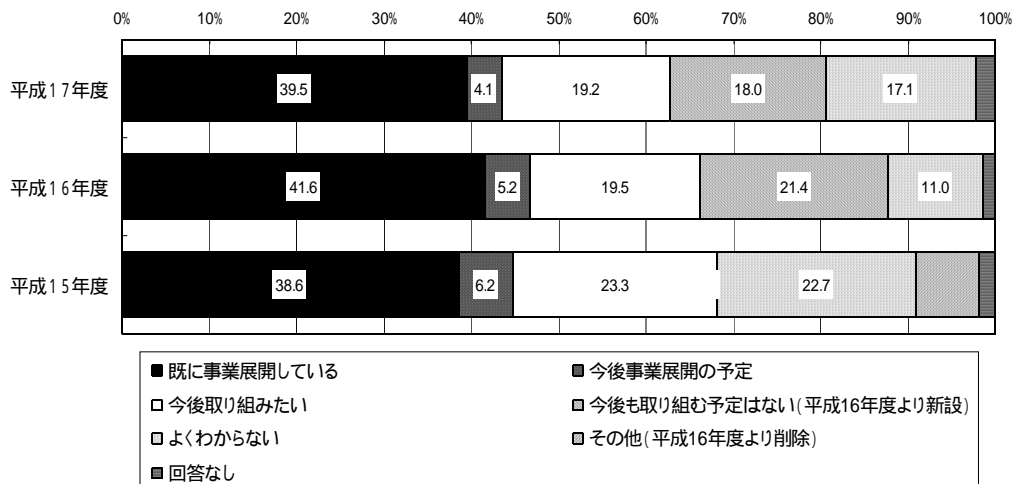
(図 4) 環境問題に対する考え方



「大変そう思う」と「ややそう思う」の合計

出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査 (平成18年度調査、環境省)

(図 5) 環境ビジネスの位置付け

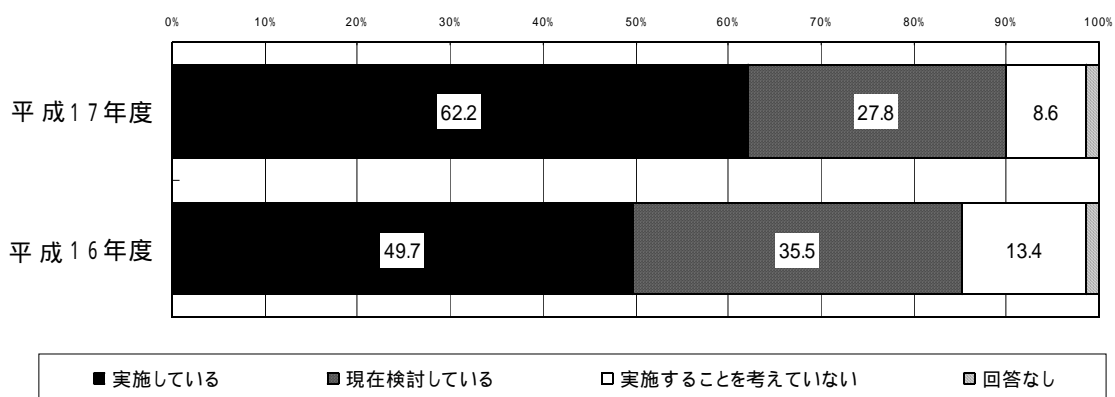


出典) 環境にやさしい企業行動調査 (平成17年度調査、環境省)

CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) を意識した企業経営に既に取り組んでいる企業が多く、関心も高くなっています (図6)。

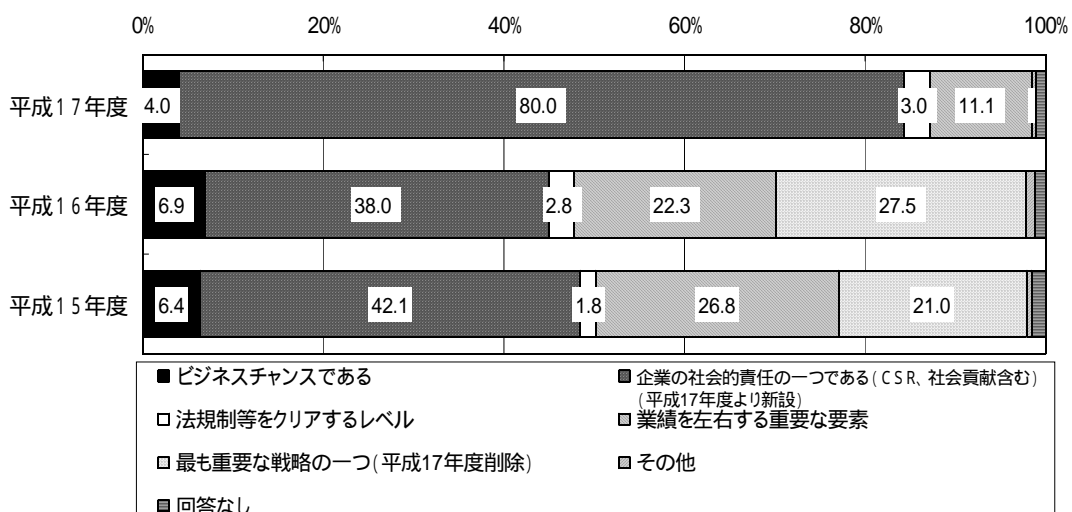
また、環境への配慮はCSR活動の重要な要因として考えられており (図7)、このような動きを持続可能な社会の構築に活かしていく必要があります。

(図6) CSRを意識した企業経営の状況



出典) 環境にやさしい企業行動調査 (平成17年度調査、環境省)

(図7) 事業者の環境に対する考え方



注) 平成15年度、16年度のグラフは平成17年度と選択肢が違っているが参考のため掲載している

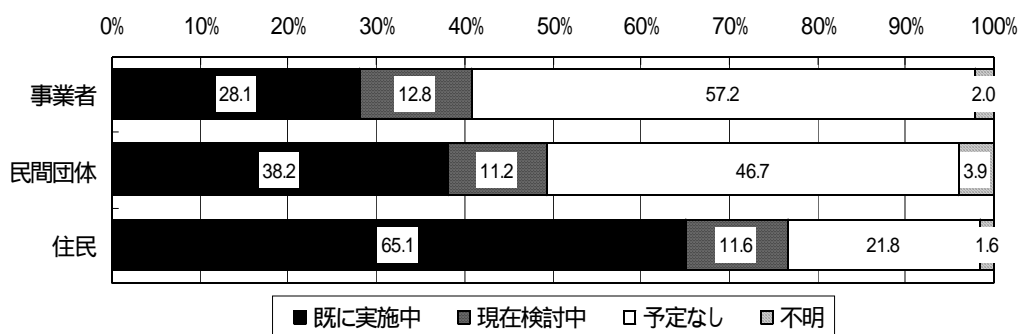
出典) 環境にやさしい企業行動調査 (平成17年度調査、環境省)

地方ヒアリングでは、事業者、民間団体、住民と地方公共団体との連携・協働による活動について数多くの報告を受けました。しかしながら、事業者、民間団体との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体の割合は増加しているものの未だ半数以下です（図8）。

また、行政からのサポートを求める民間団体からの意見もありましたが、実際に支援・育成を実施している地方公共団体は少ない結果となっています（図9）。

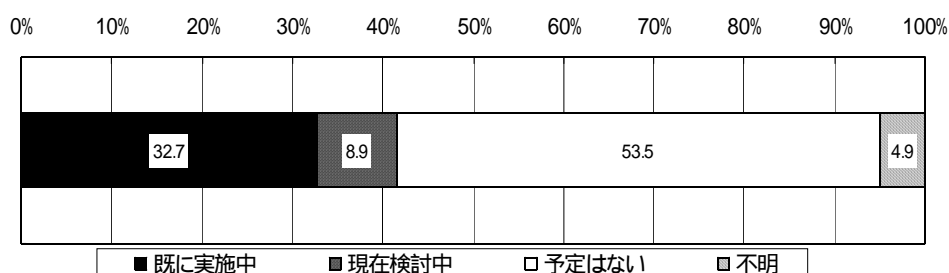
このため、パートナーシップ社会の構築に向けて事業者や民間団体等との一層の連携・協働や民間団体等への具体的な支援を促進する必要があります。さらに、地域の実情を踏まえた枠組みづくりなど国の対応を期待する意見もありました。

（図8）事業者・民間団体・住民との連携・協働の実施状況



出典）環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査
（平成18年度調査、環境省）

（図9）民間団体の支援・育成の実施状況



出典）環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査
（平成18年度調査、環境省）

以上を踏まえ、高まる国民や事業者の環境に対する関心を環境保全の取組の実施につなげるため、各主体のパートナーシップの構築に向けた、地域コミュニティの取組を推進する枠組みづくりが有効であると考えられます。

参 考（各調査対象の属性等）

環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

インターネットを用い、全国の20歳以上の成人男女を対象に、平成19年1月22日～2月22日を調査期間として実施し、1,890人の回答を得た。

回答者属性()内%

(1)性別	
男性	女性
1080	810
(57.1)	(42.9)

(2)年齢別					
20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
345	612	350	283	166	134
(18.3)	(32.4)	(18.5)	(15.1)	(8.8)	(7.1)

(3)職業別							
農林漁業	商工販売 サービス	自由業	会社役員・	会社員	公務員	団体職員	学生
20	89	57	36	740	79	30	66
(1.1)	(4.7)	(3.1)	(1.9)	(39.2)	(4.2)	(1.6)	(3.5)

パート・ アルバイト	専業主婦	無職	その他
162	360	191	60
(8.6)	(19.1)	(10.1)	(3.2)

(4)地域別						
北海道・ 東北	関東	北陸	中部	近畿	中国・四国	九州
198	618	78	241	392	151	212
(10.5)	(32.7)	(4.1)	(12.8)	(20.7)	(8.0)	(11.2)

(5)都市規模別				
政令指定 都市	10万人 以上市	10万人 未満市	町	村
443	762	381	301	3
(23.4)	(40.3)	(20.2)	(15.9)	(0.0)

環境省「環境にやさしい企業行動調査」

東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,695社及び従業員数500人以上の非上場企業及び事業所3,749社、合計6,444社を対象とし、平成18年7月14日～8月11日を調査期間としてアンケート調査を実施した。

従業員500人以上の非上場企業及び事業所には、上記以外の証券取引所上場企業、生協、農協、医療法人、公益法人等は含まれるが、学校法人、宗教法人、一部の組合(企業組合、商工組合等)は、対象から外した。以下この報告書では便宜上、上記を「上場企業」、を「非上場企業」とする。

有効回収数	上場企業	1,213件	非上場企業	1,478件	合計	2,691件
有効回収率	上場企業	45.0%	非上場企業	39.4%	合計	41.8%

環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」

すべての地方公共団体すなわち1,886団体(47都道府県、15政令指定都市、東京都23特別区及び1,801市町村)を対象として、平成19年1月22日～2月9日を調査期間として調査票を郵送発送・回収するアンケート形式により調査を実施した。期間内に1,457団体から回答が寄せられた(有効回収率:77.3%)。

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,886団体	47団体	15団体	1,824団体
有効回収数	1,457団体	39団体	12団体	1,406団体
有効回収率	77.3%	83.0%	80.0%	77.1%
回収構成比率	100.0%	2.6%	0.8%	96.5%

- 1 重点点検分野の点検

1 . 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

都市の活動に起因する大気環境問題としては、これまでは、主として自動車に起因する大気汚染問題、騒音問題などが課題となっていました。都市での活動の増大と過密化により熱環境の悪化（ヒートアイランド現象）も生活環境に影響を及ぼす深刻な問題となってきました。また、都市におけるエネルギー消費の増大は地球温暖化にもつながることに目を向ける必要があります。

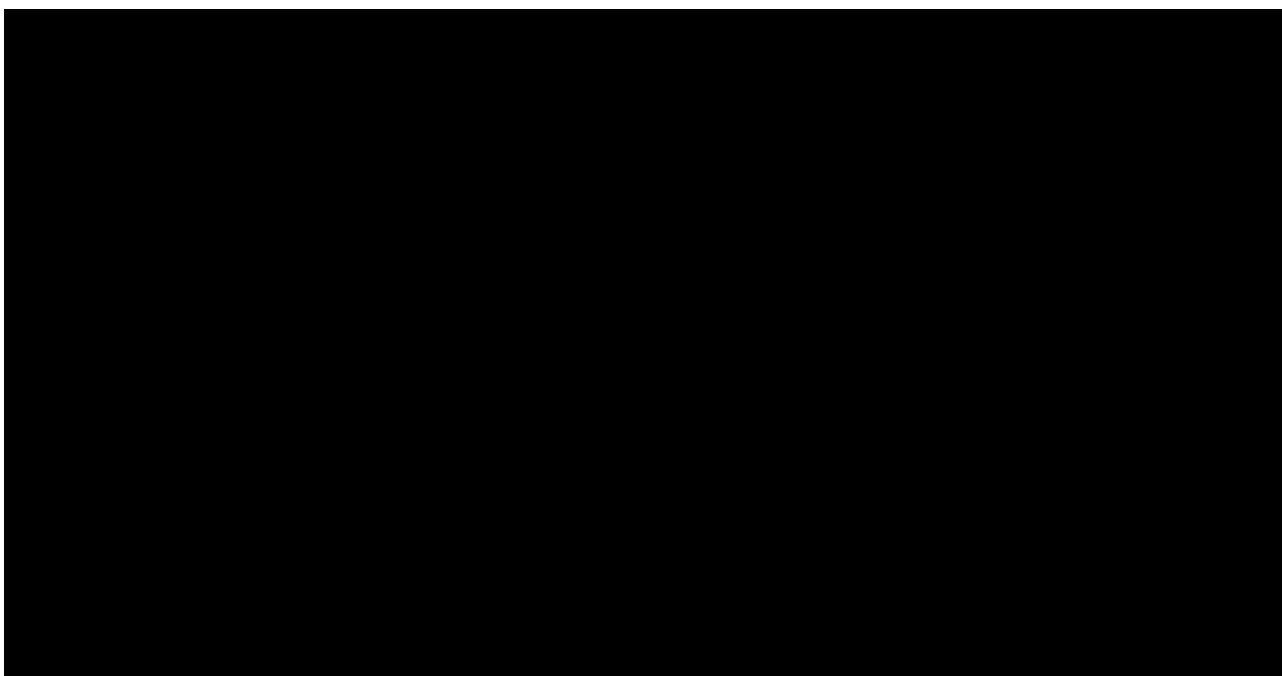
第三次環境基本計画においては、都市の構造、交通の形態、街区や建築物の形状などが大気環境の質に影響を与えることを認識し、21世紀最初の四半世紀の社会を見通して、健康で快適な都市の生活環境が確保されることを中長期的な目標としています。

大気汚染物質のうちSO₂、COは、ほぼ環境基準を達成しております。

SPM、NO₂については、全体として改善傾向にあるものの、大都市地域において、環境基準を達成していない地域が依然として存在しています。

一方、Oxについては環境基準達成率はわずか0.3%であり、依然として低い水準となっています。

(参考) 「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」分野に関する指標(抄)



重点調査事項：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組

都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、

- a) 交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題
- b) 物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

都市活動に起因する大気環境問題には、大気汚染、騒音、熱環境（ヒートアイランド現象）、地球温暖化と現象としては様々ですが、こうした問題を改善するための方向性や対策はその多くが共通したものです。

そのため、基本的な施策の方向性として、これら諸問題を改善するための施策は、都市における大気環境に係る問題が相互に関連するものであることに十分留意し、関係者間で連携して様々な施策を総合的、計画的に推進していくこととされています。

環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を目指していく上で、環境負荷を小さくするための都市における空間の利用や水と緑とのかかわりの在り方の観点から積極的に取組を進めることとされています。

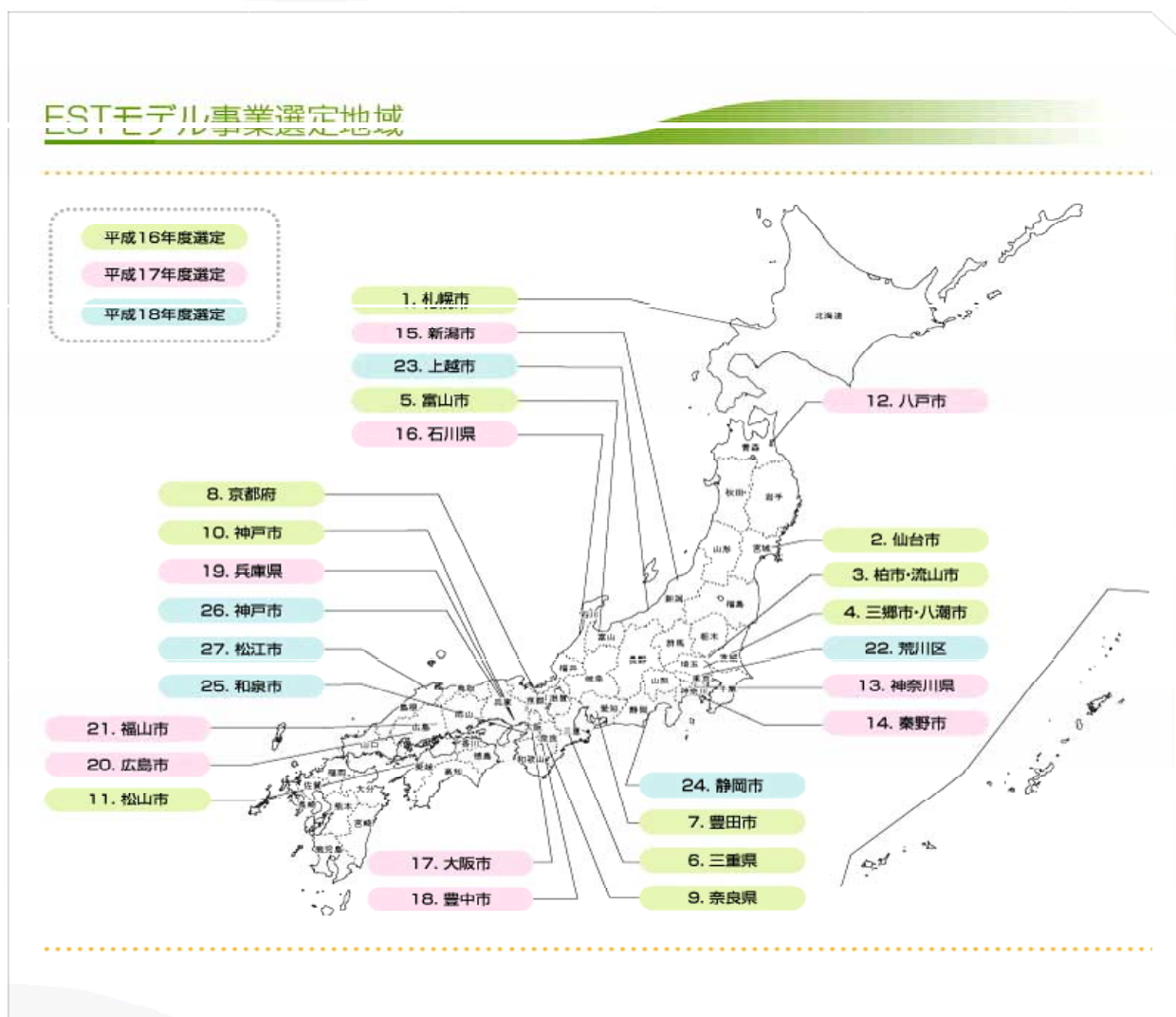
主な取組状況等

《交通流円滑化のための施策の状況》

警察庁、国土交通省、環境省が連携して環境的に持続可能な交通（EST）の実現のための支援を実施しています。平成18年度においては、全国で21か所のモデル事業が実施されており、平成19年度は27か所のモデル地域において、事業が実施されます。

環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、自動車交通需要の調整、高度道路交通システム（ITS）、信号機の高度化等交通安全施設等の整備などの交通流の円滑化対策が行われています。

各都市圏において、環境負荷軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策を促進するために、総合都市交通体系調査の手引きが策定されています。



出典) EST普及推進委員会HP <http://www.estfukyu.jp/chihojichitai.html>

《物流のグリーン化を推進するための関連施策の状況》

荷主企業と物流事業者が協働で行うCO₂排出量削減の取組を支援するため、グリーン物流パートナーシップ会議を通じて、今までになかった先進性のある工夫がみられるモデル事業（平成18年度：14件）とモデル事業を参考にCO₂削減の取組の拡大を目指す普及事業（平成18年度：64件）が認定されています。

グリーン物流パートナーシップ会議: 物流部門でのCO₂の一層の削減を図るため、荷主企業と物流事業者の連携・協働（パートナーシップ）により、物流システムの改善に向けた施策の幅を広げ、中小企業を含めた裾野の広い取組拡大を図るため、平成17年4月に正式発足した会議体。荷主企業、物流事業者、地方公共団体、シンクタンク、有識者など2,700を超える会員登録がある（平成19年4月現在）。

今後の展望

《公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題と方向性》

環境的に持続可能な交通(EST)は、具体的な効果の検証が順次実施されていく予定ですが、「公共交通機関の利用促進」や「自動車交通需要の調整」等につながると言えることから、環境的に持続可能な交通を目指し、更に全国へ普及させていくことが望めます。

平成19年度においては、平成18年度に引き続き、全国27か所のモデル地域において、関係省庁と連携のもと事業を実施していくことが今後の方向性として挙げられます。

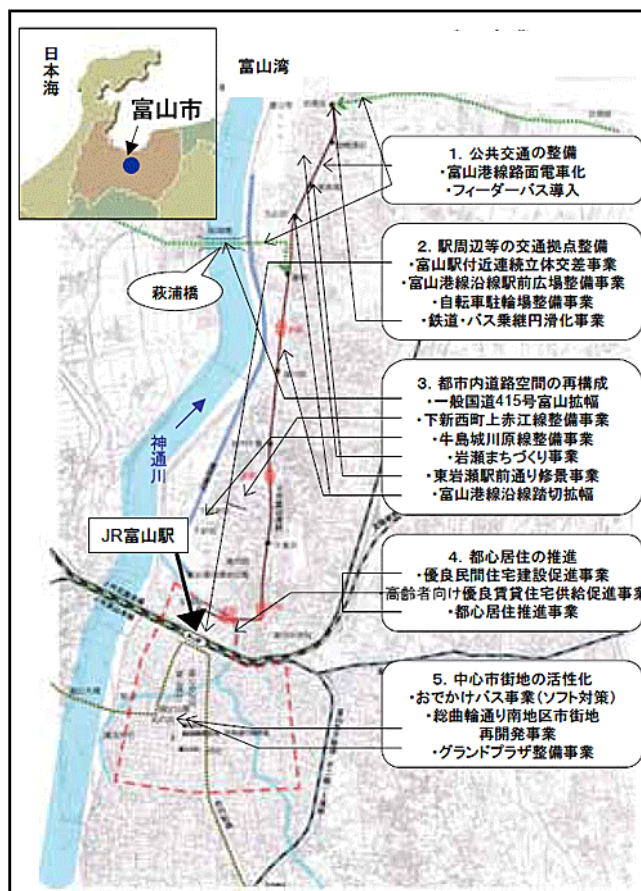
(参考)ESTモデル事業地域における効果の検証 富山市(富山県):LRTの導入を契機としたコンパクトシティ型EST

概要

既設鉄道線の廃止を契機に、高サービスのLRTを郊外部と中心市街地間の新たな軸として導入するとともに、郊外部での端末でシャトルバスの運行を行い、総合的に市街地に向かう自動車交通の削減を目指している。更に、都心での居住の再促進のために既設の路面電車網の環状線化、中心地居住補助金の導入など交通と居住策の両立によりコンパクトシティ形成によるESTの実現を図るものである。

実施の効果

- ・交通移動の変化
 - :自動車からLRTへの転換 平均613人/日
 - :自動車からフィーダーバスへの転換 83人/日
 - :都心居住 人口減少の抑制人数 389人
 - :速度改善 25.07km/h 25.67km/h
- ・地球温暖化対策の進捗
 - :LRTへの転換によるCO₂削減量 95t - CO₂/年間
 - :転換による道路速度改善によるCO₂削減量 341t - CO₂/年間



出典) 富山市環境行動計画モデル事業報告書